

名古屋市上下水道局管理規程第15号

名古屋市水処理センター整備運営事業者選定審議会委員の委嘱等に関する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

名古屋市水処理センター整備運営事業者選定審議会委員の委嘱等
に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、名古屋市水処理センター整備運営事業者選定審議会条例（令和7年名古屋市条例第2号。以下「条例」という。）に基づき設置する名古屋市水処理センター整備運営事業者選定審議会の委員（条例第4条第2項の補欠委員及び第5条の臨時委員を含む。以下「委員」という。）の委嘱及び勤務条件に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委嘱)

第2条 上下水道局長（以下「局長」という。）は、委嘱状を交付することにより、委員の委嘱を行う。

(勤務時間)

第3条 委員の勤務時間及びその割振りについては、1日当たり6時間を超えない範囲内で、別に定める。

(休日)

第4条 名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第23号）第10条の規定は、委員の休日について準用する。

(給料の額)

第5条 委員の給料の額は、日額12,600円とする。

(費用弁償)

第6条 委員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給することができる。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、委員の職務の級が8級に相当するものとして、名古屋市旅費条例（令和7年名古屋市条例第42号）の規定を適用して算定する。

3 前2項に定めるもののほか、職務を行うために必要な費用として、委員に対して、企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年名古屋市条例第23号）第5条に規定する手当に相当する費用弁償を支給することができる。

4 前項の費用弁償の額は、委員が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員として名古屋市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の運用について（令和2年局長通達第19号）第5条の規定の適用を受けるものとした場合において支給される額とする。

(給料等の支払)

第7条 前2条に基づく給料及び費用弁償は、現金で支払うものとする。ただし、委員から申出があったときは、その全部又は一部を口座振替の方法により支払うことができる。

(給料等の支給等)

第8条 委員の給料及び第6条第3項に規定する費用弁償（以下「給料等」という。）の支払いの対象となる期間（以下「対象期間」という。）は、職務を行なった日又は職務を行なった日の属する月の初日から末日までとし、当該対象期間につき給料等を支給する。

2 委員の給料等の支給日は、名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第31号）第6条第1項から第3項までの規定を準用する。この場合において、同条第1項中「給与期間の給料」とあるのは「対象期間の給料等」と、「給与期間内」とあるのは「対象期間の翌月」と、同条第2項及び第3項中「給料」とあるのは「給料等」と読み替えるものとする。

(公務災害補償)

第9条 委員の公務上の災害の補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。

（解嘱）

第10条 局長は、委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解嘱することができる。

- (1) 辞職を申し出たとき。
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があるとき。
- (3) その他局長が認めたとき。

（庶務）

第11条 委員の給料等の支払等に係る庶務は、技術本部施設部施設管理課において処理する。

（委任）

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、局長が定める。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。